

日 出 町  
高 齡 者 保 健 福 祉 計 画  
第 9 期 介 護 保 險 事 業 計 画

【計画期間：令和6～8年度(2024～2026年度)】

概 要 版

令 和 6 年 3 月  
大 分 県 日 出 町

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

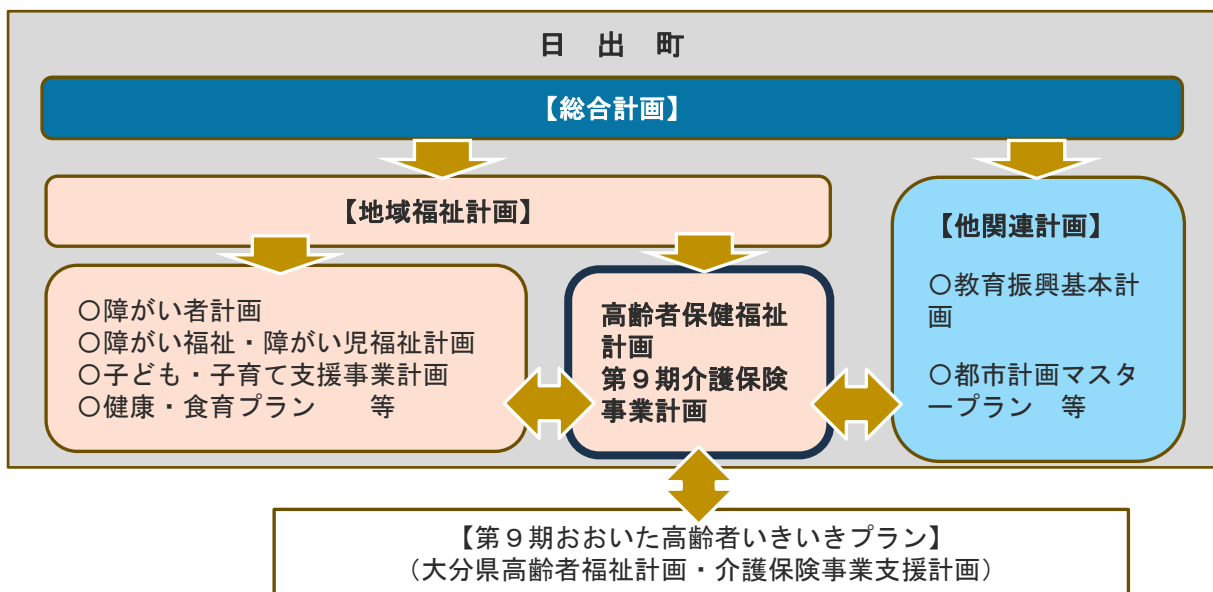
介護保険制度は、令和2年度に創設から20年を迎えました。この間、介護サービス利用者数は制度創設時の3倍を超え、全国で600万人に達しています。介護サービス事業所の整備も進み、今や介護保険制度は、何らかの支援を必要とする高齢者の生活になくてはならないものとして、社会に定着しています。一方で、給付費の増大や介護人材の不足等の問題が年々顕著となり、介護保険制度そのものの持続可能性が危ぶまれているところです。団塊世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を控え、高齢化社会はより一層進展していきます。

これまで日出町は、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活を送るための支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。今後、これらの取組みを一層推進するとともに、フレイル(虚弱)状態にある高齢者を元気にする取組みと、限りある人材・資源を有効活用する取組みを展開し、少子高齢化に負けないまちづくりを進めていくことが肝要です。

日出町の高齢者人口のピークは、令和27年に迎えると推測しています。高齢者のみの世帯や認知症高齢者が増加していく中、「住み慣れた地域で、生きがいを感じながら、安心して長寿を楽しむことができる。」まちづくりを進めていくために、本計画は、介護保険制度改革及び地域の実情等を踏まえ、高齢者人口がピークを迎えるまでの中長期的な視点に立った目標を示した上で、「地域包括ケアシステムの推進」及び「介護保険制度の持続」の実現に向けた計画として、策定します。

## 2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画等」)は、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」と、老人福祉法20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び高齢者保健福祉サービスを総合的に展開することを目指すものです。大分県が策定する「おおいた高齢者いきいきプラン」等と整合性を図るとともに、本町におけるまちづくりの基本方針を示す「日出町総合計画」や、本町の福祉全体像を示した「日出町地域福祉計画」等関連分野の各計画との連携・調和を図っています。



### 3 計画の期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画等」)は、介護保険法第117条等に基づき、3年に1度見直しを行います。第9期介護保険事業計画等は、令和6年度から8年度までの3年を計画期間とします。本計画では、高齢者数や被保険者数、介護サービス見込量などについて、令和7年度及び令和27年度の推計も行っています。

### 4 日常生活圏域について

日出町は、町の端から端までの移動であっても車で30分以内と、非常にコンパクトな町であることから、これまでの計画を踏襲し、本計画においても町全体を1つの日常生活圏域と考え、地域包括支援センターの活動や地域密着型サービスの事業者指定等の基本単位として、各種事業を展開していきます。

### 5 計画の策定体制

本計画は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」などのアンケート調査により、地域で生活する高齢者の状況や、施設入所の待機状況等を把握し、策定のための基礎資料を得ました。策定作業は、主に町内有識者14人で構成された日出町第9期介護保険事業計画等策定委員会において審議を行うとともに、パブリックコメントなどを経て広く意見を聴取し、最終的な計画案をまとめました。

本計画は、関係機関や地域と連携しながら推進していくとともに、毎年度、介護保険運営協議会等で進捗状況の評価を行い、適宜、取組み内容を見直して目標の達成に努めます。

#### 【策定委員会の審議内容等】

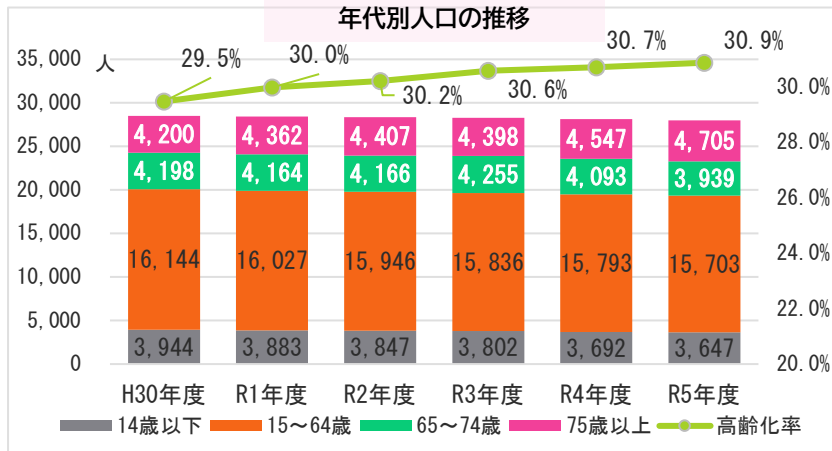
開催日		協議内容
第1回	令和5年9月6日(水)	・第8期計画の実施状況の評価 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等
第2回	令和5年11月22日(水)	・計画の骨子案 ・サービス量の見込及び保険料の推計 等
第3回	令和6年1月25日(木)	・計画素案について ・介護保険料について 等
第4回	令和6年2月21日(水)	・計画内容の最終調整 ・答申の内容について 等
答申	令和6年2月26日(月)	策定した計画最終案を町へ答申

#### 【アンケート調査等の概要】

調査名	実施時期	対象者	調査内容
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和5年1～2月	要介護認定を受けていない高齢者 3,000人	家族や生活状況、からだを動かすこと、食べること等
在宅介護実態調査	令和5年2～5月	在宅生活をしている要介護(支援)認定者・家族	世帯の状況、主な介護者、施設入所検討の有無等
入所申込者実態把握調査	令和5年10月	町内の全高齢者施設	入所申込状況、施設整備希望等
パブリックコメント	令和6年2月	全町民	計画素案における自由意見

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

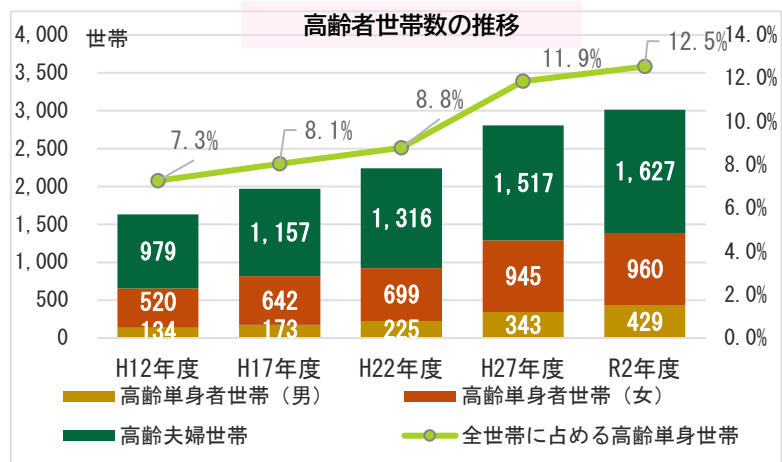
### 1 人口構造及び高齢者の状況



町の総人口は緩やかな減少傾向にあり、令和5年10月1日現在、27,994人となっています。老年人口は増加傾向にある一方、それ以下の人口が減少傾向にあり、高齢化率は、着実に上昇しています。今後、この傾向はますます顕著になり、人口減少と少子高齢化が進行していく見込みです。

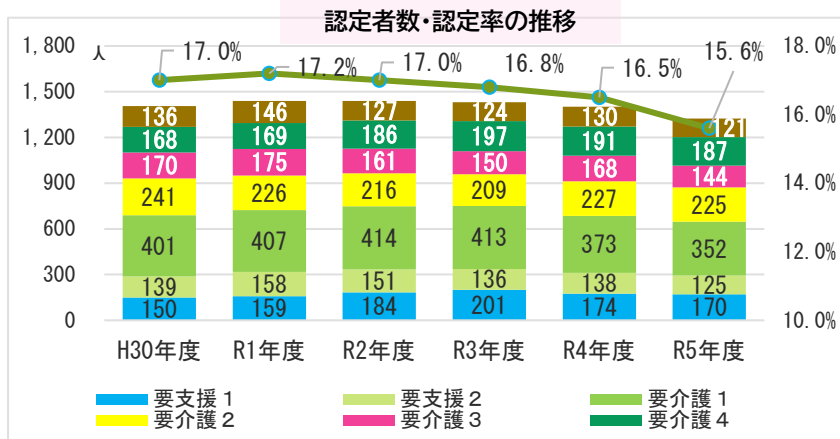
町の高齢化率は大分県内でも元々低い水準で推移してきたため、高齢者人口のピークは近隣市町村よりも遅く、令和27年まで増加し続けると見込んでいます。

高齢者人口の増加に伴い、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）も増加しています。介護保険制度が始まった平成12年度と令和2年度を比較すると、高齢者単身世帯が2.12倍、高齢夫婦世帯が1.66倍に増加しており、家族から介護等を受けることが困難と思われる高齢者が増加しています。



### 2 介護保険の利用状況

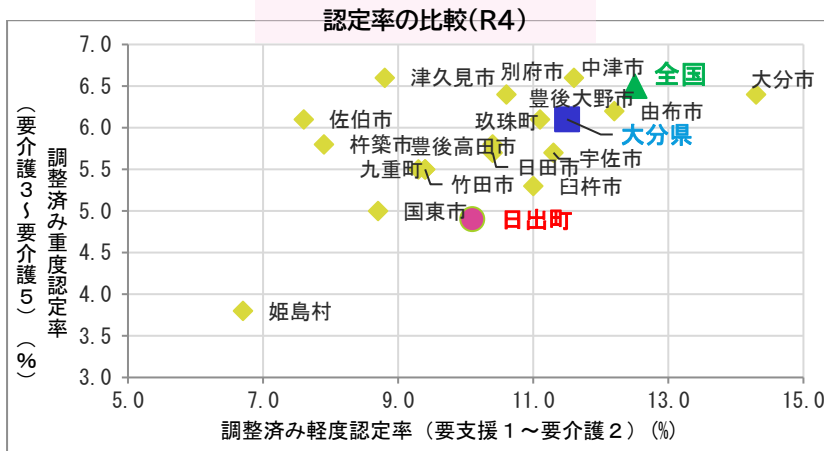
要介護等認定者数及び認定率は、令和1年度まで増加していましたが、翌年度から減少に転じ、第8期においても微減傾向が継続しています。介護給付費等についても、令和2年度にピークを迎えたものの、それ以降は微減傾向にあります。



主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービスの利用を控える動きが波及したものと考えられます。今後、コロナ禍が収束していくにつれこれらが増加に転じることが懸念されます。

### 3 他地域との比較

日出町介護保険事業の特徴を把握し、地域の実情における課題を抽出するために、介護保険事業運営状況の指標となる項目について、全国及び大分県平均、県内市町村と比較を行いました。



人口構成を全国同一として調整した場合における認定率は、全国及び大分県平均のいずれも下回っています。町では、要支援1～要介護2までの軽度者が重度者よりも高い傾向にあるため、介護予防の取組みを強化し、軽度者の減少を図ることが重要であると考えています。

また、人口構成を全国同一として調整した場合における第1号被保険者1人あたり給付月額について、在宅サービスは全国平均を上回り、大分県平均をやや下回っています。一方、施設及び居住系サービスは全国平均を下回り、大分県平均を上回っています。

### 4 地域で暮らす高齢者の状況

「日出町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の集計結果を、分析しました。

運動機能及び認定機能が低下している高齢者の割合は、人口の少ない地区の方が高い傾向にありました。予防のためには、外出や社会参加の機会を多く設けることが重要であると言えます。

また、疾病の状況は、「高血圧」が47.9%と突出して多いです。高血圧は、要介護認定の原因疾患の上位「脳血管疾患」のリスクを高めるため、生活習慣の改善に対するアプローチが必要です。

他に、住み慣れた地域で生活を続けるために、緊急時や困ったときに対応してくれるサービスの整備を求める声は、高齢者単身世帯等の増加を反映するように、全体の約75%近くに上っています。

### 5 第8期計画の評価

前述のとおり、要介護等認定者数及び介護給付費等は、第8期は微減傾向であったため、新型コロナウイルス感染症の影響を想定していない計画値を大きく下回りました。費用面でみると、安定した事業運営が出来ている状況です。介護予防等の取組みについては、コロナ禍の影響により停滞していたものの、徐々に改善してきています。

	R3年度			R4年度			R5年度（一部見込）		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
認定者総計	1,468	1,430	97.4%	1,498	1,401	93.5%	1,526	1,324	86.8%
要介護認定率	17.1%	16.8%	98.2%	17.4%	16.5%	94.8%	17.6%	15.6%	88.4%
介護給付等計	2,618百万	2,448百万	93.5%	2,681百万	2,417,102	90.2%	2,734百万	2,423百万	88.6%

### 6 第9期計画に向けた課題

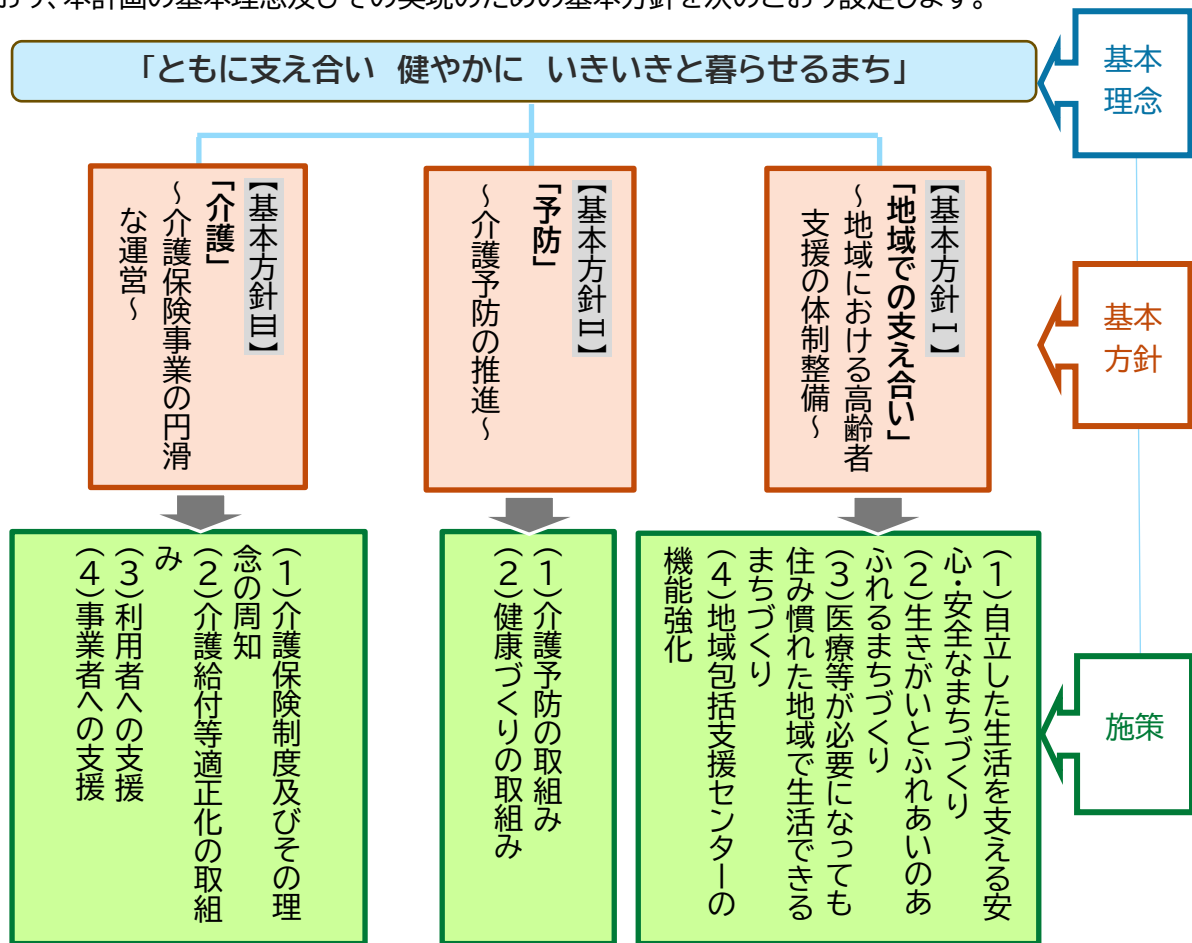
前述の状況を加味し、「高齢者人口の増加、コロナ禍の反動等による要介護(支援)認定率の上昇の抑制」「高齢者の社会参加の促進や外出の支援」「介護保険制度を持続可能とするため、介護給付等適正化の取組みの推進」など、第9期に向けた課題を抽出しました。

## 第3章 高齢者福祉の取組み

### 1 計画の基本理念等

国は、地域で生活する一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮し、誰もがいきいきと暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しており、高齢者福祉においては、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」が、その中核的な役割を果たすものとして期待されています。

日出町では、「地域が有する資源を最大限活用するとともに、地域の人たち同士で助け合いながら、健やかに生活していく」という、あるべき地域像を踏まえた、まちづくりの普遍的な目標と考えており、本計画の基本理念及びその実現のための基本方針を次のとおり設定します。



### 2 【基本方針Ⅰ】「地域での支え合い」 ～地域における高齢者支援の体制整備～

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活をするためには、高齢者の生活を地域全体で支え合うとともに、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、地域社会と積極的に関わることが重要です。そのためには、行政や介護事業者だけでなく、地域団体、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が一体となって、地域で暮らす高齢者の自立した生活を支援する体制の構築を図ることが求められています。自助、互助、共助、公助が有機的に連携しながら、高齢者一人ひとりが尊厳をもって、自分らしく暮らすことのできるまちづくりを目指します。



### 3【基本方針Ⅱ】「予防」～介護予防の推進～

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくために、また、介護保険制度を永続的に運営していくためには、介護予防の取組みを有機的に推進することが求められています。心身機能を維持・向上させるような健康運動や栄養改善等の取組みと、要介護の原因疾患となり得る生活習慣病等の疾病を予防する取組みを、介護予防の両輪として実施していき、それらの取組みを、広く地域に根付かせていくことが重要です。行政、医療・介護サービス事業等の関係機関だけではなく、全ての町民が介護予防について関心を持ち、地域や家庭において、介護予防に資する自主的な活動が広く実施されるような地域社会の構築を目指します。

### 4【基本方針Ⅲ】「介護」～介護保険事業の円滑な運営～

介護保険制度が高齢者の生活を支え続けていくためには、その事業運営が円滑かつ適正である必要があります。介護サービスの充実及び質の向上を図り、高齢者の多様化するニーズに応えるとともに、サービスの需要と供給が円滑に行われるよう、利用者や事業者に対する経済的・技術的な支援を行っていきます。併せて、介護保険制度の理念について周知を図り、介護サービスが適正に利用されるような取組みを推進していきます。

## 5 高齢者の自立支援、介護予防又は重度化防止、介護給付の適正化等に関する目標

本計画の推進にあたり、地域における高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防又は要介護状態の軽減・悪化の防止、介護給付等に要する費用の適正化などに関し、各取組に数値目標を定め、毎年度、その達成状況の評価・点検を行うとともに、必要に応じ見直します。

#### 【高齢者の自立支援、介護予防又は重度化防止（抜粋）】

項目	目標値		
	R6年度	R7年度	R8年度
ひじエプロン隊年間活動回数	170回	190回	210回
65歳以上のデマンド交通利用者数	9,000人	13,500人	18,000人
緊急通報装置の設置件数	100件	160件	210件
高齢者サロン等設置地区数	70地区	70地区	70地区
ほほえみ広場年間参加者数	700人	750人	800人
認知症カフェ参加者数	160人	170人	180人
短期集中介護予防サービス利用者数	30人	56人	56人

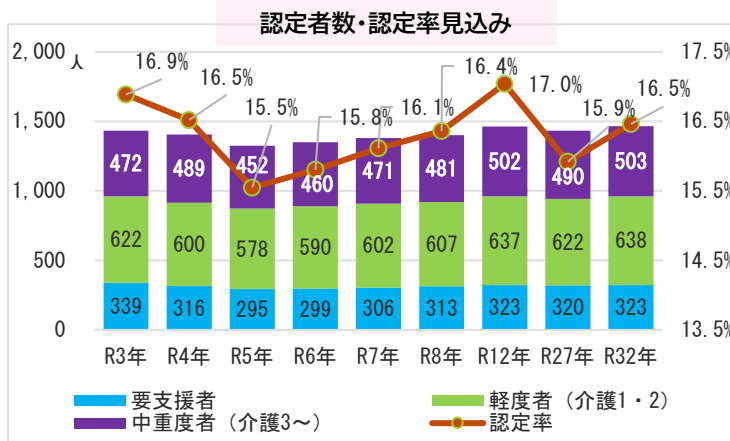
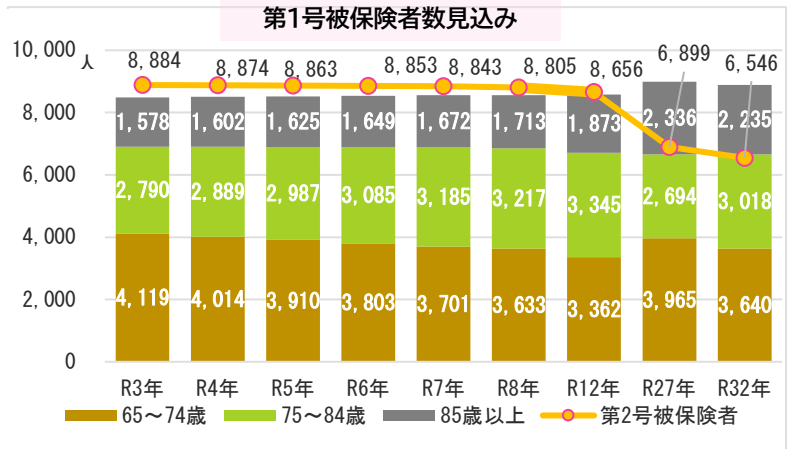
#### 【介護給付の適正化等（抜粋）】

項目	取組み内容	目標値		
		R6年度	R7年度	R8年度
要介護認定の適正化	認定調査票の点検	全件	全件	全件
	認定調査員検討会議の開催	6回開催	6回開催	6回開催
ケアプランの点検、住宅改修費等の点検、福祉用具購入・貸与調査	ケアプラン点検	2事業所	2事業所	2事業所
	住宅改修申請を建築士が確認	全件	全件	全件
	福祉用具購入申請点検等	全件	全件	全件
医療情報との突合・縦覧点検	医療情報と突合・縦覧点検	全件	全件	全件

## 第4章 介護サービスの見込み量

### 1 被保険者数・要介護認定者数の見込み

日出町の第1号被保険者数については微増が続き、令和27年にピークを迎える見込みです。その後は緩やかに減少していく見込みですが、その後も高齢化率の上昇は続くと予測しています。また、75歳以上の被保険者数は、いまだピークアウトの予測が立たないことから、引き続き、介護予防等の取組みを推進していく必要があります。



日出町の要介護等認定者数については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、第8期は減少傾向となりました。コロナ禍の終息を受け、今後は、認定者数が増加に転じると予測しています。今後、第1号被保険者数がピークを迎える令和27年に向け、短期集中介護予防サービスをはじめとする介護予防の取組みをより一層推進し、認定率を抑制していくことが重要です。

### 2 介護サービスの見込み

要介護者が利用するサービスの第8期及び今後の見込み量は次のとおりです。(主なものを抜粋)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R27年度
訪問介護（ヘルパーが居宅を訪問して、入浴・食事等の介助や、家事等の援助を行う）								
利用回数(回/月)	4,884.5	4,455.5	4,451.3	4,756.7	5,120.7	5,251.1	5,355.1	5,311.0
訪問看護（主治医の指示により、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や手当を行う）								
利用回数(回/月)	597.6	638.1	754.8	948.1	960.3	999.1	1,011.3	1,005.5
通所介護（デイサービスセンターにて、機能訓練や、食事・入浴等の世話を行う）								
利用回数(回/月)	3,158	3,541	3,401	3,632.3	3,881.9	3,938.7	4,085.7	3,987.9
通所リハビリテーション（主治医の指示により、デイケアにて、作業療法士等がリハビリを行う）								
利用回数(回/月)	2,416.5	2,353.3	2,169.3	2,289.0	2,289.0	2,289.0	2,356.6	2,299.5
短期入所生活介護（介護保険施設等に短期間入所し、食事・入浴等の介助や機能訓練を行う）								
利用回数(回/月)	897.4	888.9	1,003.0	1,090.8	1,157.5	1,157.5	1,191.6	1,157.5
福祉用具貸与（日常生活上の便宜を図るため、車いす、特殊寝台等の福祉用具の貸与を行う）								
利用人数(人/月)	350	364	380	411	437	446	457	447



居宅介護支援（介護サービスを利用するために必要なケアプランの作成や、利用管理を行う）								
利用人数(人/月)	639	643	611	629	657	681	698	683
小規模多機能型居宅介護（居宅介護支援・通い・訪問・泊りを組合せ、柔軟にサービス提供する）								
利用人数(人/月)	35	35	36	39	40	42	42	42
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者が入居し、介助を受けながら共同生活を送る）								
利用人数(人/月)	35	35	36	36	37	39	39	39
介護老人福祉施設（自宅での生活が困難な人が入所し、介護や日常生活上の世話等を行う）								
利用人数(人/月)	105	103	98	102	102	102	112	111
介護老人保健施設（在宅復帰を目指して、医療的管理の下で機能訓練や介護等を行う）								
利用人数(人/月)	157	145	145	145	145	145	161	158

### 3 介護予防サービスの見込み

要支援者が利用するサービスの第8期及び今後の見込み量は次のとおりです。（主なものを抜粋）

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R12 年度	R27 年度
介護予防訪問看護（居宅介護サービス「訪問看護」と同様）								
利用回数(回/月)	131.8	126.3	163.2	171.7	176.6	182.6	182.6	182.6
介護予防通所リハビリテーション（居宅介護サービス「通所リハビリテーション」と同様）								
利用人数(人/月)	94	77	77	80	80	80	82	80
介護予防福祉用具貸与（居宅介護サービス「福祉用具貸与」と同様）								
利用人数(人/月)	107	95	100	108	115	117	120	118
介護予防支援（居宅介護サービス「居宅介護支援」と同様）								
利用人数(人/月)	180	159	167	173	180	186	191	188

### 4 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の見込み

要支援者等が利用するサービスの第8期及び今後の見込み量は次のとおりです。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R12 年度	R27 年度
訪問型サービス基準型（居宅介護サービス「訪問介護」における身体に対する介護と同様）								
利用人数(人/月)	17	16	19	20	21	22	23	24
訪問型サービス緩和型（居宅介護サービス「訪問介護」における日常生活への介護と同様）								
利用人数(人/月)	73	65	62	63	65	67	70	71
通所型サービス基準型（居宅介護サービス「通所介護」と同様）								
利用人数(人/月)	94	87	86	88	91	94	98	98
通所型サービス緩和型（居宅介護サービス「通所介護」の簡易なものと同様）								
利用人数(人/月)	5	5	7	8	9	10	11	12

### 5 事業所の整備方針

介護サービスの需要の増加等を鑑み、整備方針を設定しました。不足傾向にある居宅介護支援事業所は積極的に新規指定を行います。また、入居系事業所については、入所申込者実態把握調査により不足はないと考えますが、事業所の希望により、特定施設入居者生活介護を2床増床予定です。

## 第5章 介護保険料の設定

### 1 介護保険事業の財源

介護保険事業の運営に必要な財源については、50%が被保険者負担(介護保険料)、残る50%が公費負担と、介護保険法で定められており、被保険者負担である50%の第9期における内訳は、23%分を第1号被保険者、27%分を第2号被保険者が負担することとされています。

区分	負担者	負担率
公費負担	国	25% (うち5%は財政調整交付金)
	都道府県	12.5%
	市区町村	12.5%
被保険者負担	第1号被保険者	<b>23%</b>
	第2号被保険者	27%

### 2 事業費等の見込み

第4章の介護サービスの見込み量から第9期等の介護保険料算定の基礎数値となる事業費等の見込み値を、次のとおり推計しました。

[単位：千円]

	第9期計画値			中長期計画値	
	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R27年度
介護サービス給付費計	2,414,827	2,476,523	2,512,160	2,649,441	2,603,916
介護予防サービス給付費計	87,846	89,943	93,170	96,472	93,722
その他介護(予防)給付費計	142,863	146,624	149,416	155,126	153,274
介護給付費計(標準給付費)	2,645,536	2,713,090	2,754,746	2,901,039	2,850,912
地域支援事業費	146,870	152,982	151,956	154,228	158,849

### 3 所得段階別被保険者数の見込み

第1号被保険者は、本人及び世帯の所得状況等に応じて「所得段階」に振り分けられ、各人の介護保険料の算定が行われます。この所得段階について国が改正を行ったため、日出町における第9期所得段階は、第4段階を除き国基準と同一とします。

#### 【第8期】

所得段階	対象者	保険料調整率
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で年齢福祉年金受給者又は、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.3 (0.5)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.5 (0.75)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	0.7 (0.75)

#### 【第9期】

所得段階	対象者	保険料調整率
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で年齢福祉年金受給者又は、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.285 (0.455)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.485 (0.685)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	0.685 (0.69)

第4段階	本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	0.84
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満	1.7
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上	2.0

第4段階	本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	0.87
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	2.4

※介護保険料または段階の区分となる所得額等に変更のある段階のみ抜粋

## 4 介護保険料額の算定

算定を行った結果、第9期介護保険料基準月額は5,829円となり、第8期と同額に据置くことができました。所得段階等改正のため、一部の所得段階については、介護保険料の増減が発生します。

### 【介護保険料算定概要】

項目	第8期	第9期	9期対8期比
①介護給付費等見込額(2事業費見込額の計)	8,487,193 千円	8,565,181 千円	100.9%
②第1号被保険者負担分相当額(①×0.23)	1,952,054 千円	1,969,992 千円	100.9%
③保険料収納必要額(②から基金繰入額等を控除)	1,753,303 千円	1,760,597 千円	100.4%
④介護保険料基準月額(③を被保険者数と12で割る)	5,829 円	5,829 円	100%

### 【介護保険料年額】

第9期所得段階			第9期調整率	介護保険料年額		
区分	課税の状況	所得額等		第8期	第9期	第9期-8期
第1段階	世帯非課税	80万円以下	0.285	20,900円	19,900円	△1,000円
第2段階		120万円以下	0.485	34,900円	33,900円	△1,000円
第3段階		120万円超	0.685	48,900円	47,900円	△1,000円
第4段階	世帯課税＋本人非課税	80万円以下	0.87	58,700円	60,800円	2,100円
第5段階		80万円超	1.0	69,900円	69,900円	—
第6段階	本人課税	120万円未満	1.2	83,900円	83,900円	—
第7段階		210万円未満	1.3	90,900円	90,900円	—
第8段階		320万円未満	1.5	104,900円	104,900円	—
第9段階		420万円未満	1.7	118,900円	118,900円	—
第10段階		520万円未満	1.9	139,800円	132,900円	△6,900円
第11段階		620万円未満	2.1	139,800円	146,800円	7,000円
第12段階		720万円未満	2.3	139,800円	160,800円	21,000円
第13段階		720万円以上	2.4	139,800円	167,800円	28,000円

日出町 介護福祉課 介護保険係

大分県速見郡日出町2974番地1

TEL0977-73-3136